第7回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和3年1月8日(金)午前9時 開会
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者 1番 青木君夫 出 2番 野見幸雄 出 3番 松原利志 出 4番 米原章太郎 出 5番 山本雅之 出 6番 本田 博 出 2番 村岡幸枝 7番 村岡幸枝 出 出
4	欠席委員	なし
5	農業委員会 事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也
6	議事録署名 委員	1番 青木君夫 委員 6番 本田博 委員
7	議事内容等	(1) 議案第 18 号 三朝町農業基本構想の変更に伴う事前協議について (2) 議案第 19 号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
8	報告事項	(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について (1)農地法第18条第6項の規定による通知書について
9	その他	 (1) 農業委員会総会の日程について ①令和3年2月総会 2月10日(水)午前9時00分~ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他 ①人・農地プランの実質化に向けた集落座談会について ②農地利用最適化業務活動日誌の記入と提出について
11	閉会	午前10時

1.	開 会	
	事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第7回三朝町農業委員会総会を開会いたし
		ます。
		山本会長、ご挨拶をお願いいたします。
2.	会長挨拶	あけましておめでとうございます。
		さて、今年は、雪にコロナにと、大変な一年の始まりでしたが、いろいろとマッチ
		ングを行う時期です。例を挙げると、イチゴ農園の継続を断念した農家をマッチング
		で継続することができたんですが、ミスするとその農地は荒廃化することになります。
		今の時期は、いろいろと今年の耕作にむけて話が多くなる時期です。マッチングに
		大事な時期ですので、皆さんよろしくお願いいたします。
3	総会成立宣	
	事務局長	
		定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定によ
		り総会は成立することを報告します。
		7 112 11 12 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19
		それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務める
		ことになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いいたします。
4	議事録署名	本典の指名
	議長	
	F-4-4-7	三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長
		から指名させていただくことにご異議ありませんか。
		W Start C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
		【異議なしの声あり】
		異議なしとのことでございますので、1番 青木君夫 委員、6番 本田博 委
		員、を指名します。よろしくお願いいたします。
		なお、書記は事務局でお願いします。
		0.11. () Haller () 1,500 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		それでは議事に入ります。
5	議事	
	(1) 議案第	序 18 号 三朝町農業基本構想の変更に伴う事前協議について
	議長	「議案第 18 号 三朝町農業基本構想の変更に伴う事前協議について」を議題と
		します。
		事務局は、議案の説明を行ってください。
	事務月	う それでは説明させていただきます。
	. ***	
		農業経営基盤強化促進基本構想は、農業経営基盤強化促進法(昭和55
		年法律第65号。)第6条の規定に基づき市町村が定めることができるもので、都
		道府県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、効率的かつ安定
		的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農
<u></u>		業構造の確立に資するため、市町村における効率的かつ安定的な農業経営の指標

	や、これらの農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標などを定めるものです。
	今回の変更に伴う協議につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第2条に「基本構想の作成について意見を求める者」として農業委員会の意見を聞かなければならないと定められており、同じく法第7条に基本構想の変更について第2条の規程を準用するとあることから、本協議があったものでございます。
	なお、変更の要点につきましては議案書、協議書に続いての資料「三朝町農業基本構想の見直しの概要」を添付しておりますのでご確認いただきたいと思います。
事務局	「三朝町農業基本構想の見直しの概要」について、説明させていただきます。
	(概要を資料に基づき説明)
	説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	ご意見、ご質問はありませんか。
会長	まず初めに私が。農地利用集積円滑化事業は農地中間管理機構へ統合されたが、JAの役割は何か残るのか。
	また、農用地の利用集積に関する目標が、21.6%から49%にアップすることになっているが。
事務局	農地利用集積円滑化事業の廃止に伴い変更されるもので、JAが実施していた農地利用集積円滑化事業は、農地中管理事業として統合され、鳥取県農業農村担い手育成機構が実施することになったもの。 利用集積に関する目標値は、担い手農家の増加を見込むものと、非農地事務の進行に伴う農地面積の減少による率の増加を勘案しているもの。 ちなみに県の目標値は、59%になっている。
高勢 推進委員	
事務局長	この問題はかねてから議論してきたが、全体の意見を吸い上げながら減少しない方向に向けたい。また、支援策も取り入れながら育成を推進していきたい。
2番委員	経営モデルで、イチゴを限定、追加しているのはなぜか。
事務局	具体的には、町内で新規就農されているイチゴ農家さんを将来的に認定農家となる ことを想定しているもの。
4番委員	4頁の品目が追記されているところで、「グリーンサービスが試験的に・・・」とあるが、試験的に導入とかの記載は必要なのか。

議長	ここのWCSは、今年度グリーンサービスが従来の大型機械の利用とは異なるやり 方で、飼料作物の品種も新しいもので試験的におこなったことを具体的に説明してい るもの。
	【個々の意見がいろいろと発言されている】
議長	色々とご意見があるようですので、ここの部分についてお諮りしたいと思います。 4頁の下線の追加の部分について「品目を説明する程度の記載にとどめること」に 賛成される方の挙手を求めます。
	【全ての委員の挙手を確認】
議長	それでは、協議のありました見直し案について、4頁の下線の追加の部分については、「品目を説明する程度の記載にとどめること」と意見を付して回答したいと思います。
議長	その他、ご意見はありませんか。
議長	【全体でないことを確認】
	無いようでしたら、質疑を打ち切ります。
	それでは、議案第 18 号について、承認される方は挙手をお願いします。
	【全ての委員の挙手を確認】
	≪議長≫ それでは、議案第 18 号は承認されました。
(2)議案第 19 号	7. T.
議長	「議案第 19 号 農用地利用集積計画(利用権設定)について」を議題とします。
	事務局は、議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。
	【議案書をもとに朗読】
	諮問がありました、農用地利用集積計画書(案)について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。

	 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意(共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意)が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべて満たしていると判断されることから、計画(案)を受理し本委員会に提案するものでございます。
議長	事務局の説明は終わりました。
	担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。
	これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
	【全体でないことを確認】
	無いようですので、質疑を打ち切ります。
	議案第19号について、承認される方は挙手をお願いします。
	【全ての委員の挙手を確認】
	それでは、議案第19号は、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しました。
	引き続き、第6の報告事項に移ります。
	事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは、 頁からの「報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について」につきましては、3件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。
	ページの「報告(2)農地法第18条第6項の規定による通知書」につきましては、 牧の水田、2筆が合意解約とのことで通知が届いておりますが、解約後は牧の方 が耕作されることを伺っております。
	事務局からの報告事項は、以上でございます。
議長	事務局から報告がありましたが、ご質問等ありましたら発言をお願いします。
	【発言なし】
議長	続いて、第7のその他に入ります。
	(1) 令和3年2月の農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

2月10日(水)午前9時の開会を予定します。 会場は、第2会議室です ※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。

- (2) 人・農地プランの実質化に向けた集落座談会の開催について 資料に基づき、現状と今後の開催日程、委員の参画について説明 【了承された】
- (3) 農地利用最適化業務活動日誌の記入と提出について

鳥取県内の4町の農業委員会において、令和3年1月、2月の委員の活動状況の報告をすることが求められましたので、活動日誌の記載について、いつ、どこで、何を、どのように、といった具合に、具体的に記入をお願いします。

提出は、記入されたものから事務局にお願いしたいのですが、1月分の最終提出は2月1日に、2月分の最終提出は3月1日にお願いします。

議長

本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。

【発言が無いことを確認】

それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。

皆さん、ご苦労さんでした。

【委員会終了:午前10時】

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月8日

議長

議事録署名委員

- 1番 農業委員
- 6番 農業委員